

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都文京区湯島二丁目一六番一―号

株式会社イノメディックス

代表取締役 二之宮義泰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都文京区本駒込二丁目二九番二四号

スター・プロダクト株式会社

代表取締役 金子 勝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

神奈川県藤沢市本町一丁目三番三七号

株式会社藤沢小型自動車部品商会

代表取締役 丸山 努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

新潟市中央区大島一六〇七番地三

株式会社アベックス・インターナショナル新潟

代表取締役 塩谷 禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

静岡県富士市今泉三八三番地の五

株式会社ミズ・バラエティー

代表取締役 栗田 佳幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

名古屋市中西区康生通二丁目二六番地

株式会社 A P E X

代表取締役 堀内 大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

大阪府中央区備後町三丁目四番八号

福永繊維株式会社

代表取締役 松尾 康江

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

兵庫県西宮市甲子園七番町一九番三三

株式会社タ立荘

代表取締役 島田 昭一

任意清算公告

当社は、令和八年一月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

長崎県西海市西海町七釜郷二三七四番地三五

合資会社ことぶき福祉サービス

代表社員 岩永 孝子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千二百四十四万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001447/n219/>

令和八年二月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇

一号

M F 4 J P N 4 特定目的会社

取締役 栗国 正樹

訂正公告

令和七年二月二十六日（号外第三十七号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「[1,002,508]」とあるは「[963,550]」、固定資産の金額「[584,352]」とあるは「[576,206]」、資産合計の金額「[1,586,860]」とあるは「[1,559,757]」、流動負債の金額「[853,185]」とあるは「[867,085]」、固定負債の金額「[380,108]」とあるは「[420,108]」、株主資本の金額「[353,566]」とあるは「[272,563]」、利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」、その他利益剰余金の金額「[461,433]」とあるは「[442,436]」、（うち当期純利益）の金額「[295,801]」とあるは「[214,798]」、負債・純資産合計の金額「[1,586,860]」とあるは「[1,559,757]」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年二月九日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

LED TOKYO株式会社

代表取締役 鈴木 直樹

正誤

令和四年十月十一日公布国土交通省令第七十四号（船員法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三ページ下段表中改正後欄五行目から一九行目及び改正前欄八行目から二二行目までを削除する。

ページ

段

行

誤

正

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

改正後欄

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移転する。